

屋外広告物規制地域の指定（案）

1 屋外広告物禁止地域

路線名	区間	範囲
一般国道自動車専用道 路三遠南信自動車道	高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点（飯田市山本4060番2）から天竜峡インターチェンジ（飯田市川路5786番1）まで	両側各 500メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。

2 屋外広告物許可地域

路線名	区間	範囲
一般国道自動車専用道 路三遠南信自動車道	高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点（飯田市山本4060番2）から天竜峡インターチェンジ（飯田市川路5786番1）まで	両側各 1,000メートル以内。ただし、飯田市の区域を除く。

1 屋外広告物条例による規制等について

(1) 趣 旨

良好な景観形成を図り、公衆に対する危害防止のために屋外広告物を規制

(2) 屋外広告物の定義：以下の4要件をすべて満たすこと

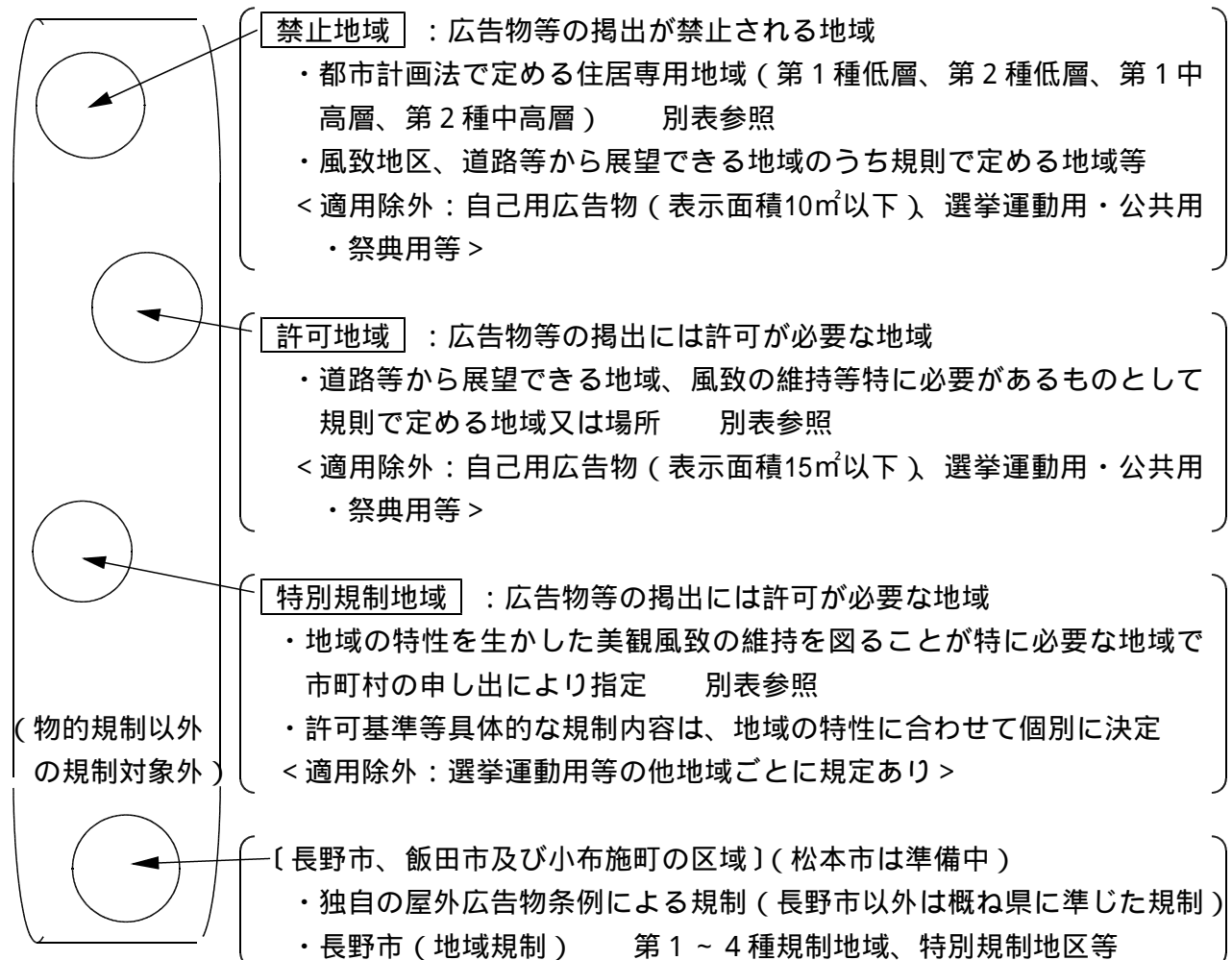
- ・ 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの（ガラス面の屋内側から表示されたものは対象外）
- ・ 公衆に表示されるもの
- ・ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

(3) 規 制

ア 物的規制

- ・ 表示禁止物件：広告物等を表示又は設置してはならない物件
橋、街路樹、銅像、消火栓、公衆電話ボックス、電柱等
- ・ 禁止屋外広告物：表示又は設置してはならない広告物
地色に彩度15以上の色を使用したもの、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの等

イ 地域規制



一定規模以上の特定外観意匠（屋外広告物の表示等）については、景観法に基づく届出が必要となる。

2 最近の屋外広告物条例の主な改正事項等について

(1) 景観法との整合（改正条例18. 4. 1 施行）

ア 表示禁止物件の追加：景観法に定める景観重要建造物等を追加

イ 景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の策定（長野市以外は屋外広告業に関する事務を除く）

・策定済：長野市（中核市、11. 4. 1 施行） 小布施町（18. 4. 1 施行） 飯田市
（20. 1. 1 景観行政団体への移行と同時に施行）

・策定準備中：松本市（20年9月議会に県条例の一部改正案、松本市の条例案をそれぞれ上程の予定、21. 1. 1 施行予定）

(2) 屋外広告業の適正な運営の確保

屋外広告業登録制度の創設（届出制 登録制）(改正条例18. 4. 1 施行)

・屋外広告業の登録、講習会の開催、業者への指導・助言・勧告等

・申請等の窓口：建設部建築指導課（長野市内で業を営む場合は長野市）

・20. 4. 1現在 登録件数：451件

別表 地域指定の現況について

禁止地域	許可地域	特別規制地域
住居専用地域 : 34市町村 (長野市、飯田市、 軽井沢町、小布施 町を除く) 8,036.1ha 風致地区：11地区 1,987ha 道路等接続地域 ・高速道：3路線 278.1km ・一般道：74路線 381.3km ・鉄 道：3路線 74.2km (計 733.6km)	道路等接続地域 ・高速道：3路線 278.1km ・一般道：17路線 70.6km ・鉄 道：3路線 99.3km 良好な景観形成を 図る地域等 ・駅前広場(18区間) 8.6ha	軽井沢町 上信越高原国立公園の特別地域を除く地域 12,866ha 国道117号沿道 豊田飯山インターチェンジから新潟県との 境界まで 37.1Km 長和町大字和田 八ヶ岳中信高原国定公園の区域を除く地域 5,941ha 白馬村 中部山岳国立公園の区域を除く地域 11,900ha 八ヶ岳エコーライン 広域営農団地農道（八ヶ岳エコーライン） 沿道両側 300m 16.4km